

# 宮崎県立高鍋農業高等学校空調工事に伴う引越業務委託仕様書

## 1 業務名

宮崎県立高鍋農業高等学校空調工事に伴う引越業務委託

## 2 目的

本業務は、宮崎県立高鍋農業高等学校における令和6年度防衛省防音事業補助金による空調設備改修工事（以下「防衛省空調工事という。」）に伴い、工事に支障となる什器備品、文書等（以下「移転対象備品等」という。）を高鍋農業高等学校教室第2棟及び食化実験室棟から同校内の一時引越先へ移転又は室内移動すること、及び工事の進捗に伴い移転対象備品等を移転元に復旧すること、並びにこれらに付帯する防塵養生業務等を、委託者（以下「県」という。）が受託者に一括委託することにより、円滑な学校運営の確保に資することを目的とする。

## 3 業務の内容

本業務の内容は、下記のとおりとする。【別紙1】

- (1) 本業務履行体制等の構築
- (2) 移転作業実施計画書等の作成
- (3) 移転先表示ラベルの配布
- (4) 本業務履行に伴う現場管理
- (5) 施設の養生  
(注) 移転対象備品等でない物品は工事区域内に残置するため、工事粉塵等から残置物品を保護するため、ビニルシート、ポリエチレン袋等により簡易包装を行う。
- (6) 梱包・養生資材類の供給
- (7) 移転対象備品等の搬送及び宮繕・附帯（解体・組立・設置・固定）作業
- (8) 移転作業終了後の残材回収、残置備品の集積作業、搬出・搬入作業現場内整理整頓
- (9) 移転業務作業報告
- (10) 移転作業完了後の確認及び検査立会
- (11) 本業務の実施に当たり、保険（労災保険、第三者賠償保険、組立保険等）の加入、委託期間の立会、調整、その他必要となる業務

受託者は、上記の業務について、以下に留意しながら実施するものとする。

- ・ 発注者作成の指示書類に基づく現場作業指示等
- ・ 統括安全衛生管理の徹底（下請会社を含めて労働安全衛生を遵守させること）
- ・ 仕様書等を踏まえ県より指示を受けた業務
- ・ 現地調査での来校者、教職員への配慮
- ・ 別途に関係業務を受注する電話回線移設者、校内 LAN 通信設備移設者、仮設校舎並びに防衛省空調 工事請負者との細部業務連携に係る相互調整を行うこと。

#### 4 委託場所【別紙2. 3】

(1) 搬出場所及び復旧搬入場所、一時搬入場所

委託業務作業日は学校行事などに影響のない日を予定しており、各作業棟の最寄りの出入口を使用する。

詳細は、防衛省空調工事等や学校行事との調整により、別途に定める。

(2) 同一施設内移転

県立高鍋農業高等学校各施設内

※ 残置する備品等については各教室内を予定とし、養生を行うこと。

#### 5 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

#### 6 提出書類

受託者は、学校と十分に協議の上、下記の表の書類を作成し、提出すること。

No.	提出書類
1	移転作業工程表
2	移転業務作業報告書
3	その他本業務に係る資料

#### 7 移転対象備品等

移転対象備品等とは、什器備品、OA機器、文書、その他、学校が保有する物品等をいう。

## 8 移転スケジュール

防衛省空調工事及び学校行事との調整により、以下の計6日間を予定している。ただし、防衛省空調工事の進捗状況等により移転作業日は変更となる場合がある。

移転期間	移転対象(搬出元)	移転対象(搬入先)
①令和6年7月下旬 1日間 (候補日：7月24日(水)) (予備日：7月25日(木)) ※空調工事の進捗状況により移転作業日が変更になることがあります。	仮設教室1のベッド類	農業クラブ室(教室第2棟3階)
	3-H教室(教室第2棟2階)	仮設教室1(中庭)
	3-Z教室(教室第2棟2階)	仮設教室2(中庭)
	3-C教室(教室第2棟2階)	仮設教室3(中庭)
	3-F教室(教室第2棟2階)	仮設教室4(中庭)
	調理室(教室第2棟1階)	不要物を空き地へ
	調理準備室(教室第2棟1階)	小会議室(管理棟2階)
	被服準備室(教室第2棟1階)	不要物を空き地へ
	被服室(教室第2棟1階)	不要物を空き地へ
<b>教室第2棟1階工事(7月26日～8月25日)</b> <b>教室第2棟2階工事(7月26日～8月25日)</b>		
②令和6年9月上旬 1日間 (候補日：9月2日(月)) (予備日：9月3日(火)) ※空調工事の進捗状況により移転作業日が変更になることがあります。	家庭経営室(教室第2棟3階)	不要物を空き地へ
	農業クラブ室(教室第2棟3階)	不要物を空き地へ
	小会議室(管理棟2階)	調理準備室(教室第2棟1階)
	農業クラブ室(教室第2棟3階)	3-Z教室(教室第2棟2階)
	生徒クラブ室(教室第2棟3階)	3-C教室(教室第2棟2階)
	音楽室(教室第2棟3階)	3-F教室(教室第2棟2階)
<b>教室第2棟3階工事(9月9日～10月23日)</b>		
③令和6年10月下旬 2日間 (候補日：10月24日(木)) (候補日：10月25日(金)) (予備日：10月26日(土)) ※空調工事の進捗状況により移転作業日が変更になることがあります。	3-Z教室(教室第2棟2階)	農業クラブ室(教室第2棟3階)
	3-C教室(教室第2棟2階)	生徒クラブ室(教室第2棟3階)
	3-F教室(教室第2棟2階)	音楽室(教室第2棟3階)
	仮設教室1(中庭)	3-H教室(教室第2棟2階)
	仮設教室2(中庭)	3-Z教室(教室第2棟2階)
	仮設教室3(中庭)	3-C教室(教室第2棟2階)

	仮設教室 4 (中庭)	3 - F 教室 (教室第2棟2階)
	教育相談職員室 (食化実験室棟1階)	仮設教室 2 (中庭)
	教育相談室 (食化実験室棟1階)	仮設教室 1 (中庭)
	準備室・天秤室 (食化実験室棟1階)	仮設教室 3 (中庭)
	食品科学実験室 (食化実験室棟1階)	仮設教室 4 (中庭)
<b>食化実験室棟1階工事(10月28日～12月11日)</b>		
④令和6年12月中旬 1日間 (候補日：12月12日(木)) (予備日：12月13日(金)) ※空調工事の進捗状況により移転作業日の変更になることがあります。	仮設教室 3 (中庭)	食品科学実験室 (食化実験室棟1階)
	仮設教室 4 (中庭)	準備室・天秤室 (食化実験室棟1階)
	応用微生物実験室 (食化実験室棟2階)	仮設教室 3 (中庭)
	食品衛生実習室 (食化実験室棟2階)	仮設教室 4 (中庭)
<b>食化実験室棟2階工事(12月16日～2月7日)</b>		
⑤令和6年2月上旬 1日間 (候補日：2月6日(木)) (予備日：2月7日(金)) ※空調工事の進捗状況により移転作業日の変更になることがあります。	仮設教室 2 (中庭)	教育相談職員室 (食化実験室棟1階)
	仮設教室 1 (中庭)	教育相談室 (食化実験室棟1階)
	仮設教室 3 (中庭)	応用微生物実験室 (食化実験室棟2階)
	仮設教室 4 (中庭)	食品衛生実習室 (食化実験室棟2階)

注) 日程の詳細は、学校と受託者の協議の上、確定する。また、作業は学校行事に影響が少ない日に行うこととする。

## 9 遵守事項

- (1) 法令に定める資格を有する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令を遵守して作業を行うこと。
- (2) 本業務の履行に必要な許認可等の手続きを行うこととし、当該手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

- (3) 作業にかかる当日の作業責任者の氏名、作業員数、車両台数、車両ナンバー及び作業内容を学校にあらかじめ届けること。なお、届出内容から変更となる場合は、速やかに学校に報告すること。
- (4) 当該作業員が本業務の従事者であることが明らかに認識できるように、作業服の統一、名札・腕章等の着用などを義務づけること。
- (5) 作業時に授業が行われている場合は、大声や大きな作業音を可能な限り出さないように配慮すること。
- (6) 作業に直接関係ない場所にみだりに立ち入らないこと。また、指定場所以外での休憩・喫煙を禁ずる。
- (7) 教職員が梱包したものを開梱、又は抜き取らないこと。
- (8) 作業実施時に特殊機材を使用する場合は、その作業及び機材の概要をあらかじめ学校に報告すること。
- (9) 騒音作業、臭気作業及び火気使用については、必ず事前に学校の承諾を受けること。
- (10) 業務に際し近隣への安全対策、騒音対策及びその他公害対策には万全を期すること。
- (11) 学校と常に密接に連携を保ちながら業務を履行するものとし、移転計画、作業内容等の変更が生じる可能性がある場合には、速やかに学校に報告すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すること。万が一、事故が生じた場合には、受託者の責任において賠償、修繕及び弁償をすることとし、事故が生じた場合の損害に対応できる保険にあらかじめ加入すること。

## 10 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、専門会社等の第三者の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ学校の承認を得ること。

再委託する場合、受託者は、県内に主たる営業所を有するもの又はそれに準ずるものの中から選定するよう努めること。

## 11 契約金額の変更及び支払

- (1) 契約金額の変更は、仕様書からの変更内容についての協議を行い、再度の見積りにおいて決定する。
- (2) 学校は、受託者に対し、本業務終了後、受託者の請求に基づき、本業務の委託料を一括して支払うものとする。

## 12 その他

- (1) 作業用電力、用水及びトイレ利用は無償とするが、必要に応じて学校の許可を得ること。
- (2) 業務委託契約書及び本仕様書に定めのない事項について、受託者は、学校と協議の上、その指示に従うこと。